

（関係部局の長） 殿

財 務 局 等 の 長

国有財産法第10条第1項に基づく調整について

庁舎等を適正かつ効率的に使用する必要があると認められることから、国有財産法（昭和23年法律第73号）第10条第1項に基づき、別紙のとおり調整を行うこととしたので、通知します。

「庁舎等使用調整計画の策定等に係る取扱いについて」（平成19年1月11日付財理第1号）通達記一第3に基づき、総括部局長とも連携の上、当該調整につき、速やかな実施に努めるようお願いします。

なお、入居官署部局長においては、同通達記一第5に基づき、本件に係る移転等の進捗状況について、毎年3月末時点の状況を取りまとめの上、翌月10日までに報告を、また、移転等が完了したときは速やかにその結果の提出を、それぞれお願いします。

国有財産法第10条に基づく調整

○事案名:

財務局等名:

1. 庁舎等の国有財産台帳記録事項

調整対象庁舎等名:

国有財産台帳記録事項	口 座 名	(管理官署:)				
	所 在					
	区 分	種 目	数量(㎡)	価格(円)	得喪変更の年月 日及び事由	備 考
	土 地					
	建 物		建 延			
	その他					
	合 計		—			

2. 使用官署の名称及びその使用の現況

使用 現 況	使用官署名	専用面積(㎡)	使 用 区 分
	〈調整対象〉		
	合 計		

3. 調整を必要とする理由

4. 調整の内容、方法及び時期

調整対象庁舎等名:

使 用 官 署 名	調整面積(㎡)	方 法 ・ 時 期	備 考
		〈方法〉 (調整の方法について記載) 〈時期〉 (調整の時期について記載)	
合 計			

5. その他参考となるべき事項

(当該調整において、参考となるべき事項(不用となるべき庁舎等の概要、借受解消となる庁舎の概要等)があれば記載する。)